

Ⅱ 差別の現実学ぶ

1. 同和地区の問い合わせ

事例：平成17年（2005年）、県外にある人材派遣会社が県内の事業所での従業員採用にあたって、同和地区の所在を市役所に問い合わせるといふ事件が起きました。この業者は、そのときのやりとりの中で、問い合わせをした理由について、「業界のうわさで…」というような話をしています。これまで就職差別をなくす取り組みを進めてきたにもかかわらず、同和地区の人を排除する意識が依然として残っている現実を否定できない事件といえます。

2. 身元調査

事例：八業士（弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士）とよばれる資格を持つ人は、職務上の請求用紙により本人の了解なしに戸籍の謄（抄）本などを取得することができます。このことを悪用して、平成17年（2005年）に兵庫県や大阪府の行政書士が、戸籍謄本などを不正に取得し、興信所に売るなどしていた事件が発覚しました。滋賀県でも、これらの事件に関係した人物からの請求が少なくとも54件あったことが確認されました。そしてその後の調べで、同じような事件が他の府県でも発生していたことがわかってきました。

また、平成23年（2011年）に愛知県において、元弁護士や司法書士等による新たな戸籍謄本等の不正請求事件が発覚しました。市町の住民課等で構成する滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会と県が各市町に対して調査を実施した結果、同事件の被告による請求が県内8市2町において、計46件確認されました。

3. 社用紙

事例：平成19年（2005年）、ある企業が新規高卒内定者に対して提出を求めた「家族状況届出書」において、本籍地番、家族の職業等不適切な内容が含まれているとの報告がありました。採用や人事管理に必要な個人情報を収集することは就職差別につながるおそれがあります。

だれもが、生まれてくるときに「生まれる場所」を選ぶことはできません。また、「親の職業」や「家庭環境」などは、本人の資質とは直接関係のないものです。それにもかかわらず、興信所などを使って出身地や家族の状況等が調べられ、そのことを理由に結婚に反対されたり就職の際に採用の基準にされたりすることは、極めて不合理なことです。

興信所や探偵社などが今でもこのような身元調査をする背景には、そのような調査を行わせる社会の意識が残っていると考えられます。